

中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区  
水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（変更）

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。）  
第 17 条第 4 項の規定に基づき、中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区  
水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

名称	指定の区域
<p>中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域</p>	<p>空知郡上富良野町 21 番地 1、21 番地 3、21 番地 5 から 7 まで、21 番地 9、21 番地 12 及び 13、79 番地 1 及び 2、79 番地 5、79 番地 7、79 番地 12、79 番地 14 から 17 まで、80 番地 1 から 13 まで、205 番地 1、205 番地 3 から 5 まで、205 番地 8、205 番地 11、286 番地 1 から 6 まで、286 番地 8 から 13 まで、287 番地 1、287 番地 3 及び 4、287 番地 8、357 番地 1、357 番地 4 及び 5、357 番地 7、357 番地 9、357 番地 14 から 16 まで、358 番地 1 及び 2、358 番地 4 及び 5、683 番地 1、683 番地 3 から 5 まで、683 番地 7、683 番地 15、712 番地 1、712 番地 3、712 番地 5 から 7 まで、972 番地 1、972 番地 3、978 番地 1、1097 番地 2、1097 番地 4 から 8 まで、1098 番地 1 から 3 まで、1099 番地 1、1099 番地 10 及び 11、1099 番地 13 から 15 まで、1099 番地 17 から 20 まで、1099 番地 23、1221 番地 2 及び 3、1221 番地 18 から 21 まで、1242 番地 1 から 3 まで、1242 番地 5 及び 6、1242 番地 11、1243 番地 1 から 10 まで、1245 番地 1 から 5 まで、1245 番地 7 から 10 まで、2177 番地 1 から 3 まで、2216 番地 2 から 10 まで、2216 番地 16、2216 番地 22 及び 23、2216 番地 77、2216 番地 96、2216 番地 99、2216 番地 111 から 113 まで、2216 番地 121、2216 番地 123、2216 番地 152、2216 番地 156、2216 番地 159 から 164 まで、2216 番地 169、2216 番地 174、2688 番地 1、2688 番地 3 から 16 まで、2689 番地 1 から 5 まで、2689 番地 8 から 12 まで、2692 番地 10、2692 番地 19、2693 番地 7、2693 番地 9、3095 番地 2、3095 番地 4、3095 番地 6、3095 番地 14、3855 番地 1、3855 番地 3 及び 4、3855 番地 8 及び 9、5600 番地 1 から 4 まで、5601 番地 2、5602 番地、5603 番地 2、5604 番地 2、5615 番地、5623 番地 1 から 3 まで、5629 番地、5630 番地 1 及び 2、5889 番地、5892 番地、5893 番地、5894 番地、5895 番地、5896 番地、5897 番地、5898 番地、5900 番地、5905 番地、5906 番地、5909 番地、5910 番地、5915 番地、5917 番地、5918 番地、6047 番地、6441 番地、6445 番地、6453 番地</p> <p>空知郡中富良野町 753 番地 2、753 番地 6、761 番地 2、1201 番地 1、1201 番地 6 及び 7、1201 番地 10、1202 番地 4 及び 5、1202 番地 9、1290 番地 1 から 8 まで、1291 番地 9 から 11 まで、5073 番地、5074 番地、5075 番地、5076 番地、6370 番地 1 及び 2、6371 番地 1、6376 番地 2、6765 番地、</p> <p>字フラヌ原野 4266 番地 4、4266 番地 7、</p> <p>字ポロピナイ 1650 番地 1、1650 番地 6、1650 番地 8、1650 番地 12 から 14 まで、1650 番地 16 から 19 まで、</p> <p>字上富良野 836 番地 1 及び 2、836 番地 6、836 番地 11 から 14 まで、</p> <p>字中富良野 2212 番地 26、2212 番地 68 から 70 まで、2212 番地 139 から 141 まで、2212 番地 143 及び 144、2212 番地 147、2212 番地</p>

名称	指定の区域
	<p>156、2212 番地 159 から 164 まで、2212 番地 173、2212 番地 175 から 177 まで、2212 番地 180、2212 番地 182、2212 番地 184、2212 番地 186 及び 187、2212 番地 189、2212 番地 191、2212 番地 193、2212 番地 196、2212 番地 201、2212 番地 260 及び 261、2212 番地 267 及び 268、2212 番地 322、2212 番地 325、2212 番地 333、2212 番地 338、2212 番地 365 及び 366、2212 番地 392、2212 番地 409、2212 番地 431、2212 番地 436 及び 437、2212 番地 443 及び 444、2212 番地 446、2212 番地 616、2212 番地 657 及び 658、2212 番地 672 から 676 まで、2548 番地 1 から 5 まで、2549 番地 1 から 4 まで、3068 番地 1 から 4 まで、3541 番地 1 から 6 まで、4136 番地、4137 番地、4138 番地 1 から 3 まで、7211 番地 3、7212 番地 7 及び 8、7213 番地 4 及び 5、7215 番地 2、7221 番地 6、7225 番地 2、7226 番地 2、7227 番地 2、7240 番地 4 から 6 まで、7241 番地 3、7242 番地 3 及び 4、7252 番地 2、7256 番地 2、7276 番地 2、7278 番地、7401 番地、10076 番地、10078 番地、10309 番地 2、10330 番地、11782 番地、11800 番地、11806 番地、11808 番地、11810 番地、11827 番地、11829 番地、11830 番地、11831 番地、11833 番地、11836 番地、11837 番地、11838 番地、11839 番地、11840 番地、11841 番地、11842 番地、11843 番地、11844 番地、11845 番地、11846 番地、11847 番地、11848 番地、11849 番地、11850 番地、11851 番地、11852 番地、11853 番地、11854 番地、11855 番地、11856 番地、11857 番地、11858 番地、11859 番地、11860 番地、11861 番地、11862 番地、11864 番地、11865 番地、11866 番地、11867 番地、11868 番地、11869 番地、11870 番地、11871 番地、11872 番地、11873 番地、11874 番地、11875 番地、11876 番地、11877 番地、11878 番地、11879 番地、11880 番地、11881 番地、11882 番地、11883 番地、11886 番地、11887 番地、11888 番地、11889 番地、11891 番地、11892 番地、11893 番地、11894 番地、11895 番地、11896 番地、11897 番地、11898 番地、11899 番地、11900 番地、11901 番地、11902 番地、11903 番地、11904 番地、11905 番地、11906 番地、11907 番地、11908 番地、11909 番地、11910 番地、11911 番地、11912 番地、11913 番地、11914 番地、11916 番地、11917 番地、11918 番地、11919 番地、11920 番地、11921 番地、11922 番地、11923 番地、11924 番地、11925 番地、11926 番地、11927 番地、11928 番地、11930 番地、11931 番地、11933 番地、11934 番地、11935 番地、11936 番地、11937 番地、11938 番地、11939 番地、11940 番地、11942 番地、11943 番地、11944 番地、11945 番地、11979 番地、12004 番地、12114 番地、12145 番地、12155 番地、12156 番地、12159 番地、12160 番地、12161 番地、12162 番地、12163 番地、12164 番地、12166 番地、12167 番地、12168 番地、12169 番地、12170 番地、12176 番地、12177 番地、12178 番地、12179 番地、12181 番地、12182 番地、12183 番地、12185 番地、12186 番地、12187 番地、12188 番地、12190 番地、12191 番地、12192 番地、12193 番地、12194 番地、12195 番地、12196 番地、12197 番地、12198 番地、12201 番地 1 及び 2、12202 番地、12206 番地、12208 番地、12209 番地、12213 番地、12214 番地、12215 番地、12216 番地、12217 番地、12218 番地、12219 番地、12220 番地、12221 番地、12222 番地、12226 番地、12227 番地、12228 番地、12229 番地、12230 番地、12231 番地、12237 番地、12238 番地、12239 番地、12240 番地、12243 番地、12244 番地、12245 番地、</p>

名称	指定の区域
	<p>字中富良野原野 1384 番地 1 から 3 まで、2450 番地 1 から 7 まで、2450 番地 9、2450 番地 11 から 16 まで、2450 番地 19、2450 番地 22 及び 23、2450 番地 29、2450 番地 31、2450 番地 33 から 35 まで、2450 番地 37 及び 38、4218 番地 3、</p> <p>字富良野原野 157 番地 10、176 番地 7、177 番地 7、177 番地 9、177 番地 11、177 番地 17 及び 18、178 番地 3 及び 4、203 番地 3、203 番地 7 及び 8、272 番地 26 から 34 まで、303 番地 8 から 10 まで、356 番地 10、360 番地 2、360 番地 12、360 番地 14、644 番地 16 から 18 まで、692 番地 9 から 12 まで、693 番地 31 及び 32、693 番地 34、693 番地 36 及び 37、704 番地 21 から 24 まで、970 番地 4、971 番地 12、973 番地 7、973 番地 9、974 番地 9 及び 10、974 番地 14、974 番地 17、974 番地 20、974 番地 23、1095 番地 3、1095 番地 6 から 8 まで、1095 番地 10、1095 番地 20、9291 番地</p> <p>※中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域区域図に示すとおり</p>

## 2 地域別指針

### (1) 指定の区域に関する基本的事項

対象区域	当該区域は、湧水から原水を取り入れていることから、中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設が設置されている地点から一定距離の区域とした。
面積	3,710,280 m <sup>2</sup> (中富良野町中富良野第 1・第 2・第 4 地区水資源保全地域との重複 841,286 m <sup>2</sup> を含む。)
区域設定の考え方	当該区域の取水地点から半径 1 km の範囲を基本として、地番単位の区域で国有地を除き提案区域とした。
対象区域の状況	<p>対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において農業地域及び森林地域に区分されているほか、森林法に基づく上富良野町森林整備計画及び中富良野町森林整備計画において水源涵養林が所在し、また、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域が所在する区域である。</p> <p>さらに、中富良野町中富良野地区簡易水道の取水施設（給水人口：480 人、給水量：163 m<sup>3</sup>/日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。</p>

### (2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、中富良野町中富良野第 5 地区・上富良野町東中東部地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地取引行為を行う場合	事前届出	土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨上富良野町では上富良野町長に、中富良野町では知事に届け出ること。	北海道水資源の保全に関する条例
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出	10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、上富良野町長又は中富良野町長を経由して、知事に届け出ること。	国土利用計画法
新たに民有林の土地の所有者となった場合	事後届出	新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。	森林法
農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合	許可	農地又は採草放牧地を売買又は貸借等をする場合は、売主（貸主等）と買主（借主等）が連署で上富良野町農業委員会又は中富良野町農業委員会に申請を行い、許可を受けること。	農地法
農地を転用等する場合	許可	農地を転用する場合及び農地又は採草放牧地を転用するため所有権、賃借権等の権利を設定又は移転する場合は、上富良野町農業委員会又は中富良野町農業委員会の許可（農地が4haを超える場合は知事の許可）を受けること。	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出	国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。	外国為替及び外国貿易法

要件	必要な手続等		根拠法令等
土地利用を行う場合	北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。	<p>北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「農業地域」は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、土地利用については、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。</p> <p>北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。</p>	国土利用計画法
建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合	許可	都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、知事又は上富良野町長の許可（開発許可）を受けること。	都市計画法
開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合	許可	開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、知事又は上富良野町長の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。	都市計画法
一定規模を超える建築物等の建設、開発行為等の行為を行う場合	事前届出	中富良野町では、中富良野町景観計画に基づき、一定の規模を超える建築物・工作物の新築・増改築、開発行為等を行う場合、着手の30日前までに中富良野町長に届け出ること。	景観法

要件	必要な手続等		根拠法令等
屋外広告物を提出する場合	許可	屋外広告物の許可地域に指定されている区域があることから、区域内で屋外広告物を掲出する場合は、上富良野町では上富良野町長、中富良野町では知事の許可を受けること。	北海道屋外広告物条例
森林の施業等を行う場合	市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。	森林施業及び保護を行う場合は、上富良野町森林整備計画及び中富良野町森林整備計画において、水源涵養林にゾーニングされていることから、森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。	森林法
民有林の立木の伐採等を行う場合	事前届出等	民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。 また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に上富良野町長又は中富良野町長に森林の状況報告書を提出すること。	森林法
森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合	事後届出（計画は事前に記載）	一定の要件を満たすものとして上富良野町長又は中富良野町長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に上富良野町長又は中富良野町長等に届け出ること。	森林法
一定規模を超える森林の開発行為を行う場合	許可	地域森林計画の対象となっている民有林において1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha）を超えて開発（土地の形質を変更する行為）する場合は、知事の許可を受けること。	森林法
農用地区域内の開発行為を行う場合	許可	農業振興地域の農用地区域に指定されている区域があることから、区域内で土地の形質変更や工作物の設置等をする場合は、上富良野町長又は中富良野町長の許可を受けること。	農業振興地域の整備に関する法律
一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合	事前届出	3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあっては900㎡以上）の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、知事に届け出ること。	土壌汚染対策法

要件	必要な手続等		根拠法令等
特定の開発行為を行う場合	許可	1ha 以上の 1 団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を 2 以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。	北海道自然環境等保全条例
専用水道の設置等を行う場合	事前確認	100 人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が 20 立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合などは、工事着手前に知事の確認を受けること。	水道法
専用水道の設置等を行う場合	事後届出	既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、知事に届け出ること。	水道法
自家用工業用水道の布設を行う場合	事後届出	給水量が一日当たり 5 千立方メートルを超える自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。	工業用水道事業法
汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合	事前届出	汚水又は廃液を排出する施設（特定施設）を設置する場合は、工事に着手する 60 日前までに知事に届け出ること。	水質汚濁防止法
下水道法による特定施設を設置する場合	事前届出	人の健康や生活環境に悪い影響を与える物質を排出するおそれのある施設として法令に定める特定施設を設置等を行う場合は、着工の 60 日前までに、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。	下水道法
廃棄物処理施設を設置する場合	許可	廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、知事の許可を受けること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置する場合	事業計画書の提出	廃棄物処理施設のうち一定の施設を設置又は変更する場合は、水道水源となる原水に影響を与えるおそれがないよう配慮等し、知事の求める事業計画書を提出すること。	北海道循環型社会形成の推進に関する条例

要件	必要な手続等		根拠法令等
周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合	事前届出 事前協議	周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。 また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合は、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。	文化財保護法
特定工場を設置等する場合	事前届出	敷地面積 9,000 m <sup>2</sup> 以上又は建築面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、上富良野町長又は中富良野町長に届け出ること。	工場立地法
鉱物を採掘する場合	認可	鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。	鉱業法
鉱物を探査する場合	許可	地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。	鉱業法
砂利を採取する場合	認可	砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。	砂利採取法
岩石を採取する場合	認可	岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。	採石法
河川の流水や敷地の利用を行う場合	許可、届出	河川の流水・土地の占用、土石の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。	河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例
温泉の採取等を行う場合	許可	温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は、知事等の許可を受けること。	温泉法



要件	必要な手続等		根拠法令等
ホテル、旅館などの経営を行う場合	許可、届出	ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、知事等の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。	旅館業法
ゴルフ場の開発を行う場合	事前協議	ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。	ゴルフ場開発の規制に関する要綱
一定規模以上の建物等の建設を行う場合	事前協議	一定規模以上の建物等の建設などを行う場合は、上富良野町長に事前協議を行うこと。	かみふらの景観づくり条例

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。